

平成 23 年 12 月 7 日

要望項目等に関する最終整理案
[地方税]

【個人住民税関係】

(他税目に共通するものを含む)

諸控除の見直し（案）

- 給与所得控除の見直し

所得税における給与所得控除の見直しを、個人住民税に反映させる。

（注）上記の改正は、平成 26 年度分以後の個人住民税について適用する。

- 退職所得課税の見直し

所得税における退職所得課税の見直しを、個人住民税に反映させる。

（注）上記の改正は、平成 25 年 1 月 1 日以後に支払われるべき退職手当等について適用する。

個人住民税（案）

【延長・拡充等】

（金融要望－１）

- 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税（いわゆる「日本版ISA」）について、次の措置を講ずる。
 - (1) 非課税口座年間取引報告書に記載すべき事項のうち繰越取得対価の額の記載を不要とするとともに、非課税口座内保管上場株式等について行われた株式分割等により非課税口座に受け入れた上場株式等がある場合には、その数、事由等を記載することとする。
 - (2) 非課税口座開設確認書の交付申請書と非課税口座開設届出書について、これらの書類を同時に金融商品取引業者等の営業所の長に提出できる取扱いとすることとする。

（金融要望－７）

- 上場株式等に係る譲渡損失と配当所得との損益通算及び繰越控除の特例等の適用対象となる上場株式等の譲渡の範囲に、信託会社（信託業務を営む金融機関を含む。）の国内にある営業所に信託された上場株式等の譲渡で、当該信託会社を通じて、外国証券業者への売委託により行うもの又は外国証券業者に対して行うものを追加する。

（厚労要望－16、環境要望－２）

- 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等について、次の見直しを行うこととする。
 - (1) 収用対象事業用地の買取に係る簡易証明制度の対象に、社会福祉法人等の設置に係る児童発達支援センターを追加する。
 - (2) 新たに土地収用法上の収用適格事業に位置付けられた汚染廃棄物等の処理施設の整備に関する事業により土地等が買い取られる場合を本特例の対象とする。

(国交要望－12)

○ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の対象となるマンション建替事業の施行者に対する土地等の譲渡について、次に掲げる施行再建マンション（マンション建替事業により建設される再建マンションをいう。）の区分に応じそれぞれ次に定める要件を満たすものの建築の事業の用に供される土地等の譲渡とする。

(1) 施行再建マンションのうち、各住戸の戸境壁を再構築することにより、その各住戸の専有部分の面積を変更することができる構造となっているもの その施行再建マンションの住戸の平均床面積が、次に掲げる住戸の区分に応じそれぞれ次に定める面積以上であること。

① 建て替えられるマンションに現に入居している単身者（同居する親族がいない者をいう。）が入居すべき住戸 25 m²

② 建て替えられるマンションに現に入居している 60 歳以上の者で、所得水準等から勘案して 50 m²以上の住戸とするための資金負担に耐えられないと認められる者（単身者を除く。）が入居すべき住戸 30 m²

③ ①及び②の者以外の者が入居すべき住戸 50 m²

(2) 上記(1)以外の施行再建マンション その施行再建マンションの各住戸の床面積が、上記(1)①から③までに掲げる住戸の区分に応じそれぞれ上記(1)①から③までに定める面積以上であること。

(国交要望－12)

○ マンション建替え円滑化法施行規則の一部改正に伴い、次に掲げる特例の対象となるマンション建替事業により建設される施行再建マンションの床面積に係る要件について、都道府県知事が定める基準以上であることとする。

(1) 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例

(2) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除

(国交要望－48、経産要望－39)

- 低炭素まちづくり促進法（仮称）の制定に伴い、同法に規定する認定省エネルギー建築物（仮称）のうち一定の住宅について、所得税における住宅借入金等特別税額控除の適用がある者（平成 24 年及び平成 25 年に入居した者に限る。）のうち、当該年分の住宅借入金等特別税額控除額から当該年分の所得税額（住宅借入金等特別税額控除の適用がないものとした場合の所得税額とする。）を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、当該残額に相当する額（当該年分の所得税の課税総所得金額等の額に 100 分の 5 を乗じて得た額（最高 9.75 万円）を限度とする。）を減額する。

(国交要望－31)

- 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を 2 年延長する。

(国交要望－32)

- 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を 2 年延長する。

【縮減・廃止等】

(文科要望－3)

- 国に対して重要文化財に準ずる文化財を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例（2 分の 1 課税）について、次の措置を講じた上、その適用期限を 2 年延長する。
 - (1) 本特例の適用対象を文化財保護法の規定により重要有形民俗文化財として指定された資産とする。
 - (2) 本特例の対象譲渡先の範囲に、地方公共団体（現行：国）を追加する。

(農水要望－2、3)

- 山林所得に係る森林計画特別控除について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。
 - (1) 森林法の改正に伴い、本特例の対象者を同法に規定する森林経営計画の認定を受けた者とする。
 - (2) 山林の伐採又は譲渡に係る収入金額が3,000万円を超える者の3,000万円を超える部分の控除率を10%（現行：一律20%）に引き下げる。
- (注) 改正前の森林法に規定する森林施業計画の認定を受けた者についての所要の経過措置を講ずる。

（国交要望－23、国交見直し－1）

- 特定の民間住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除について、適用対象から一団の住宅建設に関する事業を除外した上、その適用期限を3年延長する。

（国交要望－30）

- 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、譲渡資産の譲渡対価に係る要件を1.5億円（現行：2億円）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。
- (注) 上記の改正は、平成24年1月1日以後に行う居住用財産の譲渡について適用する。

【その他】

（内閣府要望－9、文科要望－5、厚労要望－31）

- 子ども・子育て新システムに基づく給付について、所要の法整備が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置を講ずる。
 - (1) 個人住民税を課さないこととする。
 - (2) 地方税の滞納処分による差押えを禁止する。

(厚労要望－7)

- 平成 24 年度以降の子どものための現金給付について、所要の法整備が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置を講ずる。
 - (1) 個人住民税を課さないこととする。
 - (2) 地方税の滞納処分による差押えを禁止する。

(厚労要望－17)

- 医療費控除の対象範囲に、介護福祉士等が診療の補助として行う^{かくたん}喀痰吸引等に係る費用の自己負担分を追加する。

(厚労要望－14)

- 雇用保険法の失業等給付について、所要の法律改正が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置を講ずる。
 - (1) 個人住民税を課さないこととする。
 - (2) 地方税の滞納処分による差押えを禁止する。

(要望なき事項－2)

- 給与支払報告書又は公的年金等支払報告書（以下「給与支払報告書等」という。）を提出する場合において、給与支払報告書にあっては所得税に係る給与所得の源泉徴収票の提出について、公的年金等支払報告書にあっては所得税の公的年金等の源泉徴収票の提出について、当該源泉徴収票に記載すべきものとされる事項を電子情報処理組織（e-Tax）を使用して送付する方法又は当該事項を記録した光ディスク等を提出する方法によらなければならない者は、当該給与支払報告書等の提出について、当該給与支払報告書等に記載すべきものとされる事項を電子情報処理組織（eLTAX）を使用して送付する方法又は当該事項を記録した光ディスク等を提出する方法によって行わなければならないこととする。

（注）上記の改正は、平成 26 年 1 月 1 日以後に提出する給与支払報告書等について適用する。

(要望なき事項－3)

- 公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とする。

（注）上記の改正は、平成 26 年度分以後の個人住民税について適用する。

(要望なき事項－4)

- 特別徴収義務者が退職手当等の支払を受ける者等から提出を受けた退職所得申告書等の保管・提出について、国税における源泉徴収関係書類の保管・提出の取扱いの法令化を踏まえ、所要の措置を講ずる。

（注）上記の改正は、平成 25 年 1 月 1 日以後に提出すべき退職所得申告書等について適用する。

【検討事項】

- 配偶者控除については、配偶者控除を巡る様々な議論、課税単位の議論、社会経済状況の変化等を踏まえながら、引き続き、抜本的に見直す方向で検討する。
- 金融証券税制については、投資リスクの軽減等を通じて一般の投資家が一層投資しやすい環境を整えるため、平成 26 年に上場株式等の配当・譲渡所得等に係る税率が 20%本則税率となることを踏まえ、その前提の下、平成 25 年度税制改正において、公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討する。

(要望なき事項－8)

- 生命保険料控除など政策目的へのインセンティブの色彩が強い控除の在り方については、個人住民税の「地域社会の会費」としての性格や地域主権

改革の推進等の観点のほか、公的保障の補完としての性格や国民の自助努力の支援等の観点を踏まえ、検討する。